

きもので無いといふ事を説いたのである。

斯くして經濟學の元祖たるアダム・スミスが教へ始めた國家財政の學問は、現今の經濟學者に依つても「國家財政學とは國民の統治に必要な收支を研究する經濟學中の一部問である」と定義されてゐるので、國家財政の要諦といふものが、經濟學の原理に順應した最善の方法に依り行政上の收支を司るにあるは明らかである。

米國の有名な財政學者が具體的に國家財政の要諦に就いて述べてゐる中に、

- (一) 政府は國民より徴收した税金を使ふに際しては、其一錢たりとも其最大なる價值を現はして使ふべきこと、
 - (二) 毎年次年度の財源を豫算すること、
 - (三) 徴税は常に必要に應じて行ひ過不足あるべからざること、
 - (四) 政府は議會の命じたる仕事を嚴肅且つ有效に實行し各省行政官より必要以上の金額要求を爲さしめざること、
 - (五) 不必要となりたる金はその性質の如何を問はず使用せざること、
- と説いて居る。

私經濟と公經濟の相違

然しながら同じ經濟の原理に基いて行はるべき經濟の道にしても、國民各自の私經濟と國家が行ふべき公經濟との間には異つた點がある。如何なる點でこの二者が相異つて居るかといふに、第一に公經濟は強制的であつて私經濟の如くに自由なものではない。國家は最高の權力を持つて居る。國民は其自由や財産權を或程度まで制限されるが、國家には其組織が變更されぬ以上何等其權能を制限するものは無い。これは法律上さう定められてゐるのである。故に國家は權力を以て國民に經濟的行爲を強ふることが出来るが、私經濟に於てはそんな事はないのである。例へば國家の權力を代表する政府は、國民に命じ場合によつては收入の四割にも達する所得税をも課し得るが、民間の如何なる經濟團體でも其商賣の相手に暴利を強ふるわけに行かぬ。これは自由競争の上に於て出來得ないことである。政府は煙草製造業を專管して原價四錢の煙草を十八錢で國民に賣り付けてゐるが、民間では夢にも見ることの出來ぬ不可能事である。第二、國家が其公經濟に於て取行ふ仕事は民衆の教育、安寧、秩序、衛生、福利と言ふやうな主として無形なものであるが、私經濟の目的とする所は有形なるもの即ち物質上の富を主としてゐる。第三、國家の仕

事即ち行政は國民全體の福祉を増進するにあつて、一個人又は一部團體の私利を計つたり或は政府の營利のためではない。故に政府は民營事業としては企て及ばざる仕事をも行ふことが出来、民間經濟には缺くべからざる収益といふものに拘束されることはない。アダム・スミスは個人の考ふる有利な投資と政府が考ふる有利な投資とは其標準を異にしてゐる。個人の經濟に於ては、金錢上の利益が資本の運用に依つて生ずることを要し、之と同時に資本の回収速かなることが欲求せられるのであつて、回収の極めて遅いものは投資とは思はれぬのである。然るに政府は殖林事業の如き収益迄には百年もかゝるやうな計畫までも企てることがある。そのみならず、政府は金錢上の収益の有無に拘はらず無形にして不定なる性質の事業にも着手し得るのである。國民教育、慈善事業等に關する政府の事業は直接には何等の金錢的利益を目的としてゐるものではないが、この種の事業は國家事業としては重要なもの、中に數へられてゐるのである。

斯の如く公經濟と私經濟との間にはその行き方に大差があり、公經濟の觀念を以て國家の財政に臨む政府と、私經濟の觀念を以て民間の交易事業に臨む者との間には、一面に於て相容れぬ所があるやうに思はれるが、それは皮相的な考に過ぎぬのであつて、政府は特種な目的のために斯の如き資本の消費を餘儀なくされるのではあるが、その故を以て政府は濫費を許されてゐるの

ではない。否むしろ、民間經濟から見れば不經濟極まる仕事を政府であるから、事可能なる場合には徹底的に冗費の節約を行ひ、國費の一錢でも其最高價值を發揮して使はねばならぬのである。若し斯様な注意を爲さず公經濟だからと言つて浪費を敢てする政府ありとせば、斯る政府は公經濟の目的である國民全體の福利を増進し得るものではなく、正しい政治は行はれず、經濟は衰へ道徳は壊敗して國を亡ぼしてしまふものである。これが公經濟も私經濟もその行き方は相異つても二者の據るべき政治經濟學上の原理は同一である所以である。

昔希臘や羅馬の政治家は戰勝の餘利をば徒らに宏大壯麗な公共用の建築物に投じて、勝利を誇る大凱旋門や美術館をやたらに築造してしまつたが、一方には非常なる多數の貧困者が出来、現今の所謂プロレタリア階級を生じて之等多數の無産者は失業し、その大部分を國費を以て扶養せねばならぬやうになり、遂にこの二國は經濟的に滅亡するに到つたのである。

近世に於ては同じやうな實例を西班牙や葡萄牙にも見ることが出来る。即ちその何れも十六、七世紀に於ける兩國の政治家が、國の權力を濫用し南米の殖民地から獲た巨大なる富の用途を誤り、政府が多額の富を手にして之を濫費した結果、各國共内地の物價を徒らに高め、産業を萎縮させてしまつた。そして彼等が祖先の雄圖も空しく今日では政治的にも亦經濟的にも列強の伍列

より離れて秋風落日の境遇にあるのである。
 斯の如き事實は世界歴史の上に數多く見受られるが、それ等を通じて知り得る國家衰亡の原因は、政治的なるものよりも經濟的なるものが多いのである。そしてその經濟的原因は前記した國家財政の要諦に反した事を敢てした所に發してゐるのである。そして斯る昔に於ては、國の權力が君主の専有であつたか或は少數者の手にあつたために、それが殊更濫用され勝であつたのである。

然しながら幸に今や吾等は國家政治組織の進歩したる蔭で立憲君主代議政體といふ民衆の意志が尊重され得る時代にある。そして國權濫用の危険が、恰度企業組織が株式會社經營へと進歩したため、企業上の損失危険の負擔が、一個人から多數株主の負擔する所と成つたと同様、少數者から國民全體の負擔するものと變つて來たのである。これは公經濟の能率から見れば個人企業同様危険が分擔されるため、或は仕事の能率を下げて居るかも知れないが、大局から見れば一大進歩である。何故かなれば眞に偉大なる政治家は偉大なる事業家同様一つの世にも出て來るとは限らぬからである。従つて吾々が出るか出ぬか判明しない大政治家の技量に俟つことなく、茲に最も安全なる政治組織を作り政府が國權を濫用せざるやう議會を通じて監視し、國權の濫用を防

ぎ得る所謂輿論政治下にあるのである。即ち國家の財政の良否を吾々國民が自由に決し得る聖代に吾々は生を享けてゐるのである。故に若し政府が前記した如き國家財政の要諦に反したことを爲して居るのに國民がそれに無頓着なれば、事實上責任を負ふ者無く非常なる危険が國民生活の上に、又國家的存在の上にもまで集積されることになるのであつて、世は恰も暴君專制の時代と何等異なるに到るは明らかである。

そこで吾々國民は常々この國家財政の如何に注意して、彼の休業銀行の株主が其銀行の放漫な營業振りに無頓着なりしたため被つた損害、或は預金者が銀行の裏面を知らず體裁の良い宣傳に迷はされて思はぬ損をしたと同様の不幸を招かぬやう、常々批判と監視の眼を以て政府の財政策を見てゐる必要がある。その爲めには國家の財政組織は一體如何様に出來てゐるものであるかを知らねばならぬ。

國家の財政組織

國家の財政組織は經常、臨時の收支勘定から成立してゐる。經常費は經常の收入を以て必ず支出し、臨時費は臨時の收入と經常費から支辨されるものである。この經常、臨時の二費は支出の期

間から見た分類で、費用の種類から見ると財政組織は人件費と物件費に大別される。又政府の仕事上から見ると行政費と財務費に大別され、地域から見ると、国内費と国外費とに分類しても考へることが出来る。

政府の豫算は毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの一ケ年を會計年度の一くぎりとして勘定することになつてゐるから、國家財政の收支勘定は先づ之を經常、臨時の二種に區別しその費目別に内譯を明示することになつてゐる。然し臨時費と經常費とに費目を分けることは實際上困難なことで、新規の事業で、且つ一時限りのものは當然臨時費には入るが、既定費に附帯して生ずる臨時費、例へば軍艦の補充費の如き或は物價騰貴に依つて既定費を超過する費用の如きや、はり臨時支出とすべきものがある。此種の支出は經常收入より支出される臨時費であつて、豫備金と言ふ費目で經常費の一部が國庫に保管されてゐるのである。豫備金には第一豫備金第二豫備金の二種があり、前者は物價騰貴に處するための補充費と定め、使用の都度大藏大臣の承諾を得るを要し其額は六百萬圓以内、第二豫備金は勅裁を仰ぎて使用し、議會の事後承諾を求めるを要し其額は八百萬圓迄に限られてゐる。

第一、第二の豫備金を支出し盡しても尙避け難い出費を要することがある。斯る場合には政府は臨時議會を召集するか又は公共安全のため憲法を以て許されてゐる財政上の緊急處分に依り、議會の事後承諾を求める條件で豫算外の支出をすることが出来る。けれども事情左様重大ならざる場合は、政府は國庫の剩餘金又は餘裕ある財源を以て豫算外の支出をすることが出来る。これを政府の責任支出と言ふ。議會の事後承諾を求めねばならぬのは勿論である。

責任支出は多數黨政府が往々濫用する悪い習慣であつて、これは濃美震災の時に初めて實行されて以後歴代の政府が兎角濫用する常套手段となつてゐる。何故悪い習慣であるかといふに、餘つた國費は使用せず國民に返へすのが當然なことで、前記した通りこれは國家財政の要道であるのみならず、苟も議會の協賛を経ずして政府が自由勝手に使用すべきものでないからである。又重大なる火急事に際し、議會召集の隙無く或は國庫に剩餘金無き時の如き萬止むを得ざる場合は、憲法に依つて政府に緊急處分が許されて居るのであつて、斯る場合の政府責任觀念は自然眞實に近いものがあるから、其責任支出にも弊害は少ない。然るに、國庫に剩餘ある場合の責任支出といふものは兎角濫用され易い。即ち此便利な方法があるがために、政府は議定された豫算外の事で、それは正しいことであるかも知れぬし、又不正なことであるかも知れない。或は又正しいことでも不必要なことであるかも知れない。更に又正しからざる必要であるかも知れない種々の

事があり得るが、その何れにしても國民が承諾するかせぬか分からぬ事に、餘つた金を使ひ果してしまつてからは承諾も不承諾もあつたものでない。即ち議會が事後承認をせざることは、國家經濟上何等の實際問題とはならぬのである。殊に多數黨政府であれば其責任支出が黨勢擴張を來たす如き事業へでも支出されたなら、多數黨は喜んで承諾するに決まつてゐるし、よしんば斯の如き支出でなくとも、自黨の後援する政府の威信に關することなら、直ちに承諾するに決まつて居る。

昔、英國で現今のやうに一般の道徳が進んでゐなかつた頃には「エンベツズルメント」と言つて、使用人が主人から托された買物代の釣銭などを途中で使ひ込んでしまふ犯罪が屢々行はれたことがある。若し釣銭が無かつたならその小僧には出来心が湧かなかつたかも知れぬ。これと同様に國民の「誠實なる使用人」であるべき政府に取つて國庫の剩餘金は大きな誘惑となる禁物である。けれども剩餘金は不足金と同様、國家財政上徴税の實額が世間の景氣如何で過不足を來たす以上、避けられ得ないことである。そればかりでなく、時として政府は剩餘金を作らんがために態と豫算額を膨脹させて豫算を編成することさへある。例へば國家財政の要道である一圓は之を百錢に使ふ積りで豫算を立てずに經費の豫算を其最低價値に依つて立てる。さうすると大藏

省の考一つで豫算支出と實際支出との間には大きな開きが出来て、巨額の剩餘金が生れて來る。故に斯ういふ惡弊を改めるには第一に豫算の編成に當り實際上大なる過不足が起らぬやうにする事、第二に豫備金は現在國家收入の總額に比べると稍少きに過ぎるから若干の増額をする事、第三に、國庫に剩餘金を生じた場合は之を年度末まで保留せずに、即時國債の償却に向け國民の手に還へすやうにせねばならぬのである。西洋の諺に、「容易く來たるものは容易く去る」。所謂我國の「濡れ手で粟を握む」の意であるが、斯の如きことは國家の財政といふ最も嚴肅なべき業務に於ては決して許してはならぬことである。

剩餘金を政府が手にしてゐることは、國家の財政を放漫ならしむる原因となるから、悪いことであるばかりでなく政治經濟の理に反したことである。政府が剩餘金を使へば兎角、不明、不正或は不必要なことに使ふし、之を保管するとクローリツヂ氏の言つた「資金の自由性」を失つてそれだけ國富の生産を減ずるわけである。

英國の有名な財政學者の言葉に「政府が多額の預金を持つは惡事である。何故かならば、それは國を貧乏にするからである。又政府の預金額がよし必要額を超えて居らぬとしても、それは同じく惡事であつて、唯必要な惡事たるに過ぎない。右に反して政府が所要以上の預金を有つならば、

それは全然不必要なる悪事である」といふ道理を能く穿つた見方をしてゐるのがある。

國家の隆昌と國民の福利

國家の隆昌と國民の福利は、結局民間に潤澤な資本が存在し、其資本が最も多く自由自在に運轉される結果として、生ずることは言ふまでもなく明かである。そして斯る民間資本は何處から出て來るかと言へば、現在の資本が生み出す剩餘即ち生産利益の蓄積である民間預金から引出されるものである。この民間預金は單に餘つた金として銀行へ保管されてゐるのではなく、銀行は資金の有餘る者から預金を集めて、資金の不足する者へ貸付け、日々資本の活用に努め、それに依つて生み出す金をまた預金として集め、同じ方法を繰返して生産事業を促進してゐるのである。故に銀行業としても生産業としても、資本の回収は可成速かなことが良いのであつて、其回收の度合に比例して國富は増減し、國民の生活は豊かともなり貧しくもなるのである。

然るに政府の預金なるものは其名は便宜上預金と稱せられても、民間の預金とは全く其性質を異にしたもので、むしろ預託金とも言ふべきものである。その譯は既に公經濟の部で述べた通り、政府は元來民間企業者の如く生産的に資本を運用して行くものでないから、資本の敏速な回収の

ために努力するものではない。政府の所有する資金は、國民が生産事業に働みて生み出した資本を吸収したもので、それが民間へ還り來れば銀行へ預金され自由に運用され、幾度も富を生むべきを、國家の統治や國防の必要上徴収する所謂税金と又必要に応じて臨時に民間資金中から吸収する公債の手取金とである。これ等は何れも必要なる消費を目的とする資金である。故に若し政府が其中央金庫たる中央銀行へ預託しておく金があるならば、その金は以上二つの財源から政府が受入れた金の剩餘と今一つは國營事業からの諸收入金であつて、郵便貯金の如きも其一部を成すものである。政府の剩餘金や國營事業收入金は、營利以外の目的に使はるべきものである。故に何かの理由で中央銀行へ預けられても、それは其預金の性質上銀行が之を民間への貸出などに流用し得べきものでは無く、従つて民間預金とは全く異つたもので一般財界から隔離され死蔵されるものである。

英國の中央銀行たる英蘭銀行が預託する國庫金の如き銀行は絶対に手を付けることが出來なく全く死蔵されてゐるのである。しかも、これは必要なる死蔵なのである。といふのは政府として利子も得られず、銀行としても利益を生み得ない全くの死蔵であるから、双方共に斯る死に金は成可僅かにする。従つて國庫保管金といふものを極少に止め、彼の財政學者の言つた「必要なる

悪事を最少のものとするのである。

然るに若し政府預金を死蔵のものとなさず、銀行が之に利子を附したり、又民間資金にでも流用するならば、政府は不必要な金を民間より吸収することになるであらう。政府の収入金は税金にせよ、國債金にせよ、或は國營事業の収入金にせよ、行政上絶対必要な支出を目的とする金であるから民間で言ふ遊資ではあり得ないのである。従つて中央銀行は民間事業にこの金を放資する譯にはゆかない。若し又政府の所有金中斯る融通に振向け得るものがあるとするれば、それは政府が不必要な金を國民から徴收して中央銀行利益の爲めに國民を徒らに苦しめてゐるものと言はなければならぬのである。

素より政府は必要あつて徴税し又國債を募集するのであるから、斯くして得た資金は右から左へと集散すべきもので、原則上政府は一文の遊資を手にするべきでない。けれども實際上、政府は若干の資金をば常に國庫に保管する必要がある。例へば政府の各省が臨時に緊急な支出を要する場合に議會の協賛を俟たずして支出する所謂責任支出用として、或は在外公使館費として、前拂を必要とするもの等、何れも比較的少額の金を中央金庫へ預託し保管する要はある。政府も實業會社同様斯る前拂等に應ずるため、若干の預金を用意せねばならぬ第一、第二豫備金の制度は之

がために出来てゐるのであるが、其額たる極めて少額で足るべき筈のものである。然るに政府が必要ならざる多くの金を常時民間より吸収し剰餘金を多分に持つ程民間の生産資金は少くなるから市場の金利を高くし民間生産事業の振興を妨害するに到るのである。政府が多額なる預金を持つは悪事なり」と英國の財政學者が斷言したのは實に以上の譯合に依るのである。

此道理に適つた見方を以て我國の財政中政府預金の状態を見れば改めねばならぬ點があるやうに思はれる。我國政府預金部資金の主なるものは郵便貯金である。此郵便貯金が經濟的に使はれて居らない。之に就ても大に研究し改善する必要がある。私は英國の如く郵便貯金は公債又は議會が元利支拂を保証する債券以外に投資せぬ事に規定するが最も安全なる投資方法と考へる。

又試みに英國政府剰餘金の有様を調べて見ると八十餘億圓の歳計である同國政府が、其中央銀行たる英蘭銀行へ預託してゐる「政府預金」なるものは通常一千萬磅(一億圓)から最高三千五百萬磅(三億五千萬圓)を超過したことはない。最低七千八百萬圓位の時もある。又國營事業を數多く行つて居る佛國の例を見ても、其政府預金高は最低二百萬圓から最高一億五千萬圓の程度である。然るに吾國の財政は英佛兩國の財政とは比較にならぬほど不經濟なものである。依つて國家財政上の大誤謬を一層能く理解が出来来る參考資料として、英國財政法の一端を左に述べよう。

英國の歳入は八億磅(八十億圓)の巨額である。この巨額な資金が毎年民間から政府の費用に取上られてゐるのであるが、斯る大資金が取上られても死蔵されるのではなく、收支は同時に行はれるから政府が實際保管する金は歳入總額の一部分に過ぎぬのである。然し、假へ一部分であつても前記の様な大世帯であるから、其保管金の割合如何は直ちに民間金融の上に大影響を來たすものである。依つて英國政府は此點に非常な注意を拂ひ、政府の手持金額をば最小限度に止めて居る。そして政府の收支計算は英蘭銀行の政府勘定出納簿上に最も頻繁なる出入を示して居り、其帳尻が政府預金として英蘭銀行の週報上に發表されるのである。八十億圓餘の歳出入を取扱つてゐる國庫の毎月の收支は従つて膨大なものであるが収入の最も多い二、三月の頃でも政府預金は僅々二億圓から三億圓の程度である。しかも其次の週には著しく減じてしまふのである。之は政府の手に資金が滯らず直ちに民間に還されてゐる事を示すものである。

英蘭銀行の預金勘定に二口ある。その一は政府預金でその二は民間銀行預金である。この二つの預金高は常に反比例を示して居り、英蘭銀行の割引率は政府預金高と正比例して上下してゐる。其譯は甚だ妙味のあるものである。英蘭銀行の政府預金は純然たる國庫金であり、政府の仕拂命令が無ければ政府の各省も銀行も之を流用出来ぬものであるから、英蘭銀行に死蔵されてゐ

ると同様である。そこで、民間から納税期に資金が政府へ續々と取上られる割合が増して來ると、國內の諸銀行は英蘭銀行から預金を引出す程度も増加して英蘭銀行の民間銀行預金高が減少する。それと反對に政府預金高は増加して國庫收支帳尻の増加を來たす。その結果民間の資金高は一時減少を來たすから、英蘭銀行は割引率を高める。従つて一般金融市場では金利が上つて來る。それ故英國政府は民間から取上げた収入金の死蔵を一文でも尠なくする爲めにあの大世帯であつて平均二億圓程度の預金を持つに止めてゐるのである。

英國政府は國庫剩餘金を全部國債の償還に振當ることに法律を以て定めてゐる。けれども年度末まで俟つて償還すると、其間國民の大切な資金を死蔵することになるから、近年に到り毎月餘つただけ直ぐ國債の償還に拂出してしまふことに法律が改正された。之は吾國の政府が一般經濟界を壓迫する政府預金の事などに付き至つて冷淡無頓着なるに比べ洵に感服すべきことである。然しながら斯様な國家財政上の誤謬を見逃してゐる國民は何んと評してよいか其言葉に窮する次第である。

之を要するに民間經濟界を壓迫する政府預金の如きは、英國等では國庫剩餘金の國債償還處分と共に官民共其取扱に非常なる注意を拂つて居るのに、吾國の如き貧乏國で斯る重要な事に

武藤山治著



經濟小言

菊判並製二〇二頁
定價八拾錢 送料二十錢

— 目次 —

序

- 一、經濟とはどう言ふものであるか
- 二、贅澤は善いことか悪いことか
- 三、儉約に就てはどう考へて良いか
- 四、富とはどう解してよいか
- 五、資本とはどう解してよいか
- 六、資本主義制度と社會主義制度とどちらがよいか
- 七、金解禁とはどう言ふことであるか
- 八、社會問題を解決するものは經濟學でなく人間の心の改造である





591
160

